



Zoom セミナー

米国法に関する4つの最新動向 -①テスラのオートパイロットに関するPL訴訟、 ②米連邦最高裁のトランプ関税違憲裁判、③Chevron 法理を否定する Loper Bright 判決、④PBC の法的性質-について日本企業の対応も合わせて解説

まきのかずお
講師 牧野和夫 氏 芝 総 合 法 律 事 務 所
弁護士(日本国・米国ミシガン州・米連邦最高裁)・弁理士

日時 2026年1月30日(金) 午後2時00分～午後5時00分

■このセミナーは Zoom でご受講いただけます(1週間動画配信あり)。

■当日のご参加が難しいお客様には、後日動画を配信できます(2週間)。日程指定も可能です。

(開講の趣旨)本講座は、アメリカ法の最新動向と適切な日本企業の対応を知るのに必須の講座です。

第1に、2025年8月にテスラのオートパイロット(運転支援システム)に関する米製造物責任(PL)訴訟でテスラに多額の賠償を命じる判決が出ています。他の米国テスラPL訴訟判決についても検討し、AIに関する米PL訴訟の現状とその企業対応を解説します。

第2に、いまホットな問題になっている、米連邦最高裁のトランプ関税違憲裁判の見通しと企業対応について解説します。

第3に、2024年6月に「行政庁ではなく裁判所が法律を解釈する権限がある」と結論付け、従来のChevron法理を否定する米連邦最高裁判決(Loper Bright 判決)が出て、これまで労働法やコンプラ、環境規制、ヘルスケア、製薬分野など各分野で行政が行なってきた判断基準が尽く否定されることになり大変な事態になっています。米大統領がトランプ氏に変わると同じくらいのインパクトがあります。米連邦取引委員会(FTC)やカリフォルニア州が発表した競業禁止条項(non-compete clause)を雇用契約上禁止する規則についても連邦裁判所による見直しの可能性が出てきました。

第4に、Open AI が会社形態として採用した「パブリック・ベネフィット・コーポレーション = PBC(Public Benefit Corporation)」について、その法的性質の株式会社(corporation)との相違・メリット・デメリットについて解説いたします。

これらの重要な問題について、日米ダブルライセンスの牧野和夫弁護士が基本的知識の説明から始めてわかりやすく説明いたします。難しいアメリカ法問題の本質を押さえるため、アメリカビジネスに関係する実務家の皆さんには参加必須の講座です。

1. テスラに多額の損害賠償を命じた、オートパイロット(運転支援システム)に関する製造物責任(PL)訴訟判決の衝撃と日本企業の対応
2. 米連邦最高裁のトランプ関税違憲裁判の見通しと企業対応(トランプ関税はどの範囲で無効とされる可能性があり、その企業対応はどの様にすべきか?)
3. Chevron 法理を否定する米連邦最高裁判決(Loper Bright 判決)の衝撃と日本企業の対応
4. PBC(Public Benefit Corporation)について、その法的性質、株式会社(corporation)との相違・メリット・デメリット

【講師紹介】

1981年早稲田大学法学部卒。1989年GM Institute修了、1991年ジョージタウン大学ロースクール法学修士号、2013年ハーバード・ロースクール交渉戦略プログラム修了。いすゞ自動車株式会社法務部課長、アップルコンピュータ(株)法務部長、早稲田大学大学院講師、東京理科大大学院客員教授、尚美学園大大学院客員教授、一橋大学ロースクール講師を経て、現在、早稲田大学、関西学院大学法学部・商学部、琉球大学ロースクール、同志社大学の各兼任講師、企業法務協会理事などを。

主な著書:「英文契約書の基礎と実務」DHC、「やさしくわかる英文契約書」日本実業出版社、「国際取引法と契約実務(3訂版)」(共著)、「初めての人のための契約書の実務」、以上中央経済社、「契約書が楽に読めるようになる「英文契約書の基本表現」」日本加除出版、ほか現在まで著書は78冊を数える。

※録音・録画・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>

■後援 金融財務研究会

Twitter : <https://twitter.com/keichoken05>

<https://www.kinyu.co.jp/blog/>



開催日

2026年1月30日（金）
14:00～17:00

本セミナーは Zoom で開催いたします。当日のご参加が難しいお客様には、録画した動画を後日配信することができます。（開催前のお申し込みが必要です）。後日配信をご希望の場合は、申込書質問欄のチェックボックスにチェックを入れてください。原則として、参加費をお振込いただいた後に、メールで詳細をお送りいたします。

参加費

1名につき 36,000 円（消費税、参考資料を含む）
1社 2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お 2人目から
1名につき 32,000 円になります。
追加申込みの場合はその旨をご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書を FAX 又は郵送いただいでのお申し込みも承ります。折り返し受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。（但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。）クレジットカードご利用の場合は、質問欄にその旨をご連絡下さい。参加費の払戻しは致しませんので、当日ご参加になれない場合は、代理の方のご出席あるいは当社および金融財務研究会主催の他のセミナーへのお振替をお願いします。（但し新しいセミナーの参加費との差額が 2,000 円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は 1 年以内にお願いいたします。）

ご記入いただきました個人情報はセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などがないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱 UFJ 銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱 UFJ 信託銀行 日本橋支店 1979947

◇クレジットカードは Visa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discover がご利用いただけます。

切らすにこのままお送り下さい

米国法に関する4つの最新動向-①テスラのオート
パイロットに関する PL 訴訟、②米連邦最高裁のト
ランプ関税違憲裁判、③Chevron 法理を否定する
Loper Bright 判決、④PBC の法的性質-について
日本企業の対応も合わせて解説

【Zoom】 1/30

FAX 03-5695-8005

◆参加申込書◆

年 月 日

下記に✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> Zoom受講 <input type="checkbox"/> 後日配信 弊社からのお知らせ、メルマガの送信を <input type="checkbox"/> 受信する <input type="checkbox"/> 受信しない 講師へのメールアドレス開示に <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない クレジットカードをご利用の場合は下記に✓を入れて下さい。 <input type="checkbox"/> クレジットカード利用 セミナーコード 0297 (Law-k260297)	会 社 名	TEL FAX	
	E-Mail		
	所 在 地	〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	"	"	
	"	"	
	"	"	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。